

電子複合機賃借仕様書

| | | | |
|----|-----------|------|------------------------------|
| 品名 | モノクロ電子複合機 | 納入場所 | ・ 救護施設 ひまわり荘 (胎内市塩沢279番地) |
| 数量 | 1台 | 業務内容 | 電子複合機賃貸借及び保守点検業務 |

| 区分 | 項目 | 仕様 |
|-------|-----------|---|
| 本体 | カラー対応 | モノクロ |
| | 最大原稿サイズ | A3 |
| | 複写サイズ | A3～A5, 官製はがき, 両面時A3～A5 |
| | 解像度 | 600×600dpi以上 (読込、書込共に) |
| | 給紙方式 | カセット (500枚以上×4段) + マルチ手差し |
| | 連続複写速度 | 35枚以上/分 (A4) |
| | 階調数 | 256階調以上 |
| | 複写倍数 | 等倍・縮小・拡大・ズーム (25～400%) 任意設定可能なこと |
| | 付加機能等 | 自動用紙選択, オートカセットチェンジ, オートスリープ, 自動原稿送り装置 (積載枚数100枚以上), 自動両面印刷, オートクリア, 割込み, 20部以上可能な丁合機能, スキャナー機能 |
| | 電源 | AC100V/15A, 最大消費電力1.5KW以下 |
| FAX機能 | 適用回線 | 一般加入電話回線 |
| | 通信モード | スーパーG3以上 |
| | 通信速度 | G3で14.4kbps以上 |
| | 誤り制御方式 | ECM方式 |
| | 符号化方式 | MH. MR. MMR. JBIG |
| | 最大送信原稿サイズ | A3 (A4及びB4にも対応) |
| | 最大記録紙サイズ | A3 |
| | 記録サイズ | A3、A4、B4、B5 |
| | 特記事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 コピー料金には、トナー代、部品代及び毎月の点検代等の保守料金を含むものとする。 2 本仕様にかかる物品は、すべて未使用のものとする。 3 運搬、搬入、設置、動作確認、取扱説明に係る費用を含むものとする。 4 物品の搬入の際は、建築物の床、壁、天井部分の破損、汚染等の防止に努め、必要部分の保護養成を行うこと。また、これらに必要な金額を含む。 5 物品の施設内据付位置は、組合が指示する。 6 納入者の責めに帰すべき事由で発生した建築物等の破損、変質等の復旧は納入者の負担とし、納入者はこれを拒むことはできないものとする。 |
| | リース期間 | 5年間 (令和6年12月1日から令和11年11月30日までとする。) |

注意事項

※ 入札書には、当該物品の1か月当たりの総価格及びその内訳(以下のとおり)を記載すること。なお、取引に係る消費税及び地方消費税の額は含めないものとする。

(内訳) ①1か月当たりの賃貸借料金

②モノクロコピー1枚当たりの単価に1か月の予定枚数を乗じた金額の合計(見積数量 2,500枚/月)

(いずれも、乗じた計算の結果によって生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする)

※ 落札の決定に当たっては、当組合が準用する新発田市契約規則第10条の規定により定めた予定価

格(1か月当たりの総価格)の制限の範囲内である入札をした者のうち、入札書に記載の入札金額(1か月当たりの総価格)が最低である者を落札者とする。

※ 契約に当たっては、入札書に記載された月額賃貸借料金及び1枚当たりのコピー料金を契約単価とし、賃貸借料等の計算期間は、月の初日から末日までの1か月間とする。

※ 本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、組合の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、組合は、本契約を変更又は解除することができるものとする。

※ 賃貸借期間満了後は、原則受注者へ返却とする。なお、返却に伴う運搬費用、データ消去費用等は、受注者が負担するものとする。

※ 契約業者は、後日、当該物品のカタログ、当該物品の合計金額及びその内訳を提出すること。